

申1号

「浦和統括センター乗務ユニットの融合について」に関する説明申し入れ

3. 本施策実施により、準備時間等変更が生じる部分を明らかにすること。

(回答) 行路の設定については、乗務割交番作成規程に基づいて行っているところである。なお、必要により社員周知を行っていく考えである。

交渉要旨その3
十一月十一日

組合

会社

● 労働条件の変更は何か？

● 指定通路はどうなるのか？
● 点呼の方法は変わるのか？
● 相互運用者のDTACのダミーコード入力は解消されるのか？

● ダイヤ改正の提案の中に、今提案（労働条件の変更）を入れて行うことは認められないことは指摘しておく！

● 具体的にお示しできないが、北オフィスが基点となって変更が発生する。改めてお示しする。
方法についてはこの場でお伝えできない。

● 確定次第、お伝えする。
● ワーキングの中で検討する。
● 解消されない。

● 思いは受け止める。

4. 運転士南行詰所を廃止する具体的な理由を明らかにすること。

(回答) 現浦和統括センター乗務ユニット北オフィスは、南浦和駅に近接していることから本区へ帰着することを基本としていく考えである。

組合

会社

● ホームと反対側にステップを付けている経緯がある！ 旅客トラブル（接触等）回避のためだ！

➡（現行の乗り継ぎは）お客さまのためでもあり、私たちの安全のためでもある！

➡問題意識として投げさせていただく！

●（詰所を廃止して）大丈夫なのか？

● ホーム側で乗り継ぐことになる。

● 配慮は必要になるが、乗り継ぎできないということではない。

● 運用できる。

その4へつづく